

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の改定について

1 海岸漂着物対策推進地域計画の概要

海岸漂着物対策推進地域計画（以下「地域計画」という。）は、「海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律、以下「法」という。）」第14条に基づき策定した。

地域計画は平成23年8月に策定し、平成27年12月に改定を行っており、第1章から第6章で構成された計画である。

各章の概要は次のとおりとなっている。

第1章 計画策定の背景及び目的

- 本県の海は、多種多様な生物が生息し、また海水浴場などのレクリエーションや環境学習の場として利用されている。
- 海岸漂着物対策の推進により、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図るため、地域計画を策定した。



図1 蒲郡市の海岸

第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題

- 海岸漂着物の現状把握のため、関係市町村へのアンケート調査及び現地調査を実施し、また国土交通省が実施した漂着ごみ調査の結果をまとめ、課題などを整理した。
- その結果、海岸清掃の実施によりその環境を保っている海岸がある一方、清掃しても漂着物が多い海岸もあり、漂着物対策が必要な状況としている。
- 多くの海岸で住民ボランティア等による清掃活動が実施される等、清掃活動が必要な状況であり、また住民の身近な存在として利用されていることから海岸漂着物対策を推進する必要があるとしている。



図2 海岸漂着物

第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

○ 基本理念

現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生など、海岸の環境について良好な状態の保全を図るものとする。

○ 基本方針

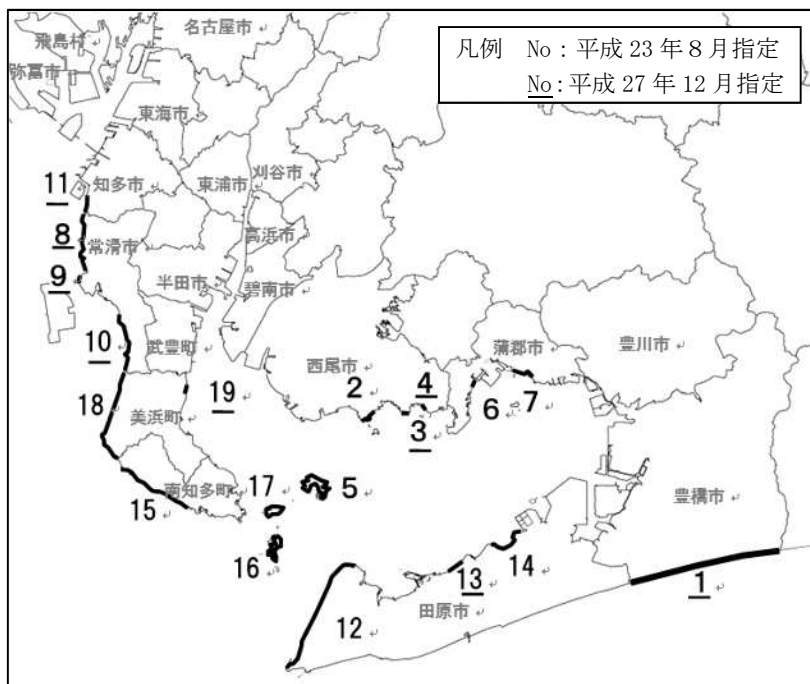
- ・ 国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体の適切な役割分担と連携の確保に努める。
- ・ 海岸の清潔保持など、海岸漂着物の円滑な処理の推進に努める。
- ・ ごみ発生抑制への理解や環境保全の意識高揚を促すなど、海岸漂着物の効果的な発生抑制に努める。



図3 海岸清掃活動

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

- 地域計画では、海岸漂着物の大量集積により景観及び環境に支障が生じており、重点的な海岸漂着物対策が必要な地域を、法第14条第2項第1号で定める「重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）」として設定している。
- 19地区を重点区域として設定し(図4)、重点区域の主な施策として、民間団体等と連携した海岸漂着物対策の実施、海岸漂着物の円滑な処理の推進などを示している。



	重点区域名	所在市町
1	高豊・二川地区	豊橋市
2	吉良地区	西尾市
3	寺部地区	
4	東幡豆地区	
5	佐久島地区	
6	形原地区	蒲郡市
7	蒲郡地区	
8	大野・鬼崎地区	常滑市
9	りんくう地区	
10	常滑・小鈴谷地区	知多市
11	新舞子地区	
12	渥美地区	田原市
13	宇津江地区	
14	仁崎・白谷地区	南知多町
15	内海・山海地区	
16	篠島地区	
17	日間賀島地区	美浜町
18	美浜地区	
19	布土地区	

図4 重点区域位置図

- 重点区域設定基準として、第1項目及び第2項目の2つの基準を設定しており、両基準を満たす海岸を重点区域として設定している。

① 設定基準第1項目

海岸漂着物の状況として、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設けており、両指標を満たす必要がある。その評価基準の詳細を表1に示す。

表 1 重点区域設定基準第 1 項目

項 目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸

② 設定基準第 2 項目

地域特性を踏まえた「自然的条件」と「社会的条件」を設定し、両条件を満たす必要がある。

自然的条件には「海岸地形・景観」と「生態系」の 2 つの評価指標を設け、いずれかの指標を満たす海岸としている。

また、社会的条件に「利用状況」と「経済活動」の 2 つの評価指標を設け、いずれかの指標を満たす海岸としている。

その評価基準の詳細を表 2 に示す。

表 2 重点区域設定基準第 2 項目

項 目	評価指標	評価基準
自然的条件	海岸地形・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸 ・ 国定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の生息にとって重要な海岸 ・ 鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域
社会的条件	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
	経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港・漁業、港湾、マリーナ、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

○ 重点区域における主な施策は、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体との連携のもと、海岸漂着物の適切で円滑な処理の実施、民間団体等との連携確保と積極的な参画を促進する。

○ 県内全域で進める施策として、ポイ捨ての防止、普及啓発、海上漂流物の回収・処理の推進など、海岸漂着物の効果的な発生抑制を進める。

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

- 海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策など、国、県、海岸管理者、市町村及び民間団体等の役割分担について図5のとおり各事項まとめている。
- 県海岸漂着物対策推進協議会を通じた国や市町村等との情報提供や意見交換による相互協力体制の確立を行うこととしている。

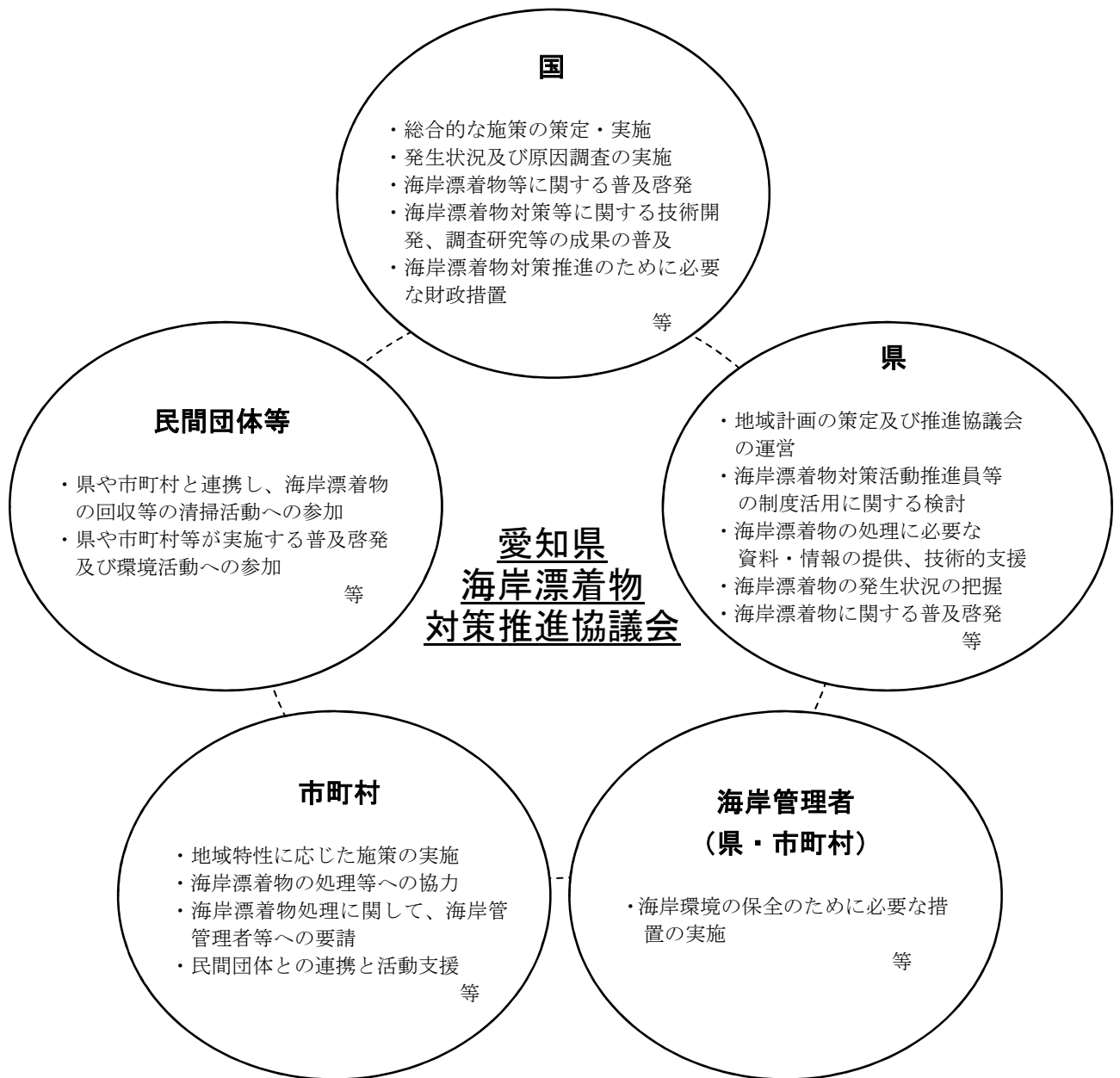


図5 関係者の役割と相互協力概念図

第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

- 海岸漂着物の回収状況等のモニタリングを必要に応じ実施するものとしている。
- 海岸漂着物の漂着状況や海岸などの状況変化に応じ、適宜地域計画の変更を行うとしている。

2 地域計画改定で想定される検討事項

地域計画改定の検討に当たっては、法の改正を始め、海洋ごみ問題の状況変化に合わせて、協議を進める。

(1) 法の改正などへの対応

① 法の改正などの概要

平成30年6月22日に国は法を改正し、また、政府は令和元年5月31日に法第13条に基づく基本方針（海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針）を変更した。

② 法改正や基本方針の変更内容

- 漂流ごみ及び海底ごみ対策の追加

【法】

法第2条の定義で、漂流ごみ及び海底ごみを新たに位置付け対象とした。

また、法第21条の2では国及び地方公共団体は漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない旨追加した。

【基本方針】

漂流ごみ及び海底ごみ対策として、漁業者等の協力を得るなど回収・処理の推進を図るよう示された。



図6 漂流ごみ

- 3Rの推進による廃棄物の発生抑制の追加

【法】

法第5条に「海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法等による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない」ことを追加した。



図7 3R推進

【基本方針】

基本方針では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による廃棄物の発生抑制を図ることとしている。

○ プラスチック対策の追加

【法】

法第6条第2項として、海岸漂着物対策は「海域においてマイクロプラスチックが海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること」及び「その処理が困難であること」等に鑑み、「海洋ごみであるプラスチック類の円滑な処理」及び「廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理」が図られるよう十分な配慮が必要と追加された。



図8 マイクロプラスチック

【基本方針】

基本方針では、海洋プラスチックごみ対策として、ごみのポイ捨て撲滅など廃プラスチックの排出抑制に努めるとされた。

(2) 重点区域の見直し等

- 重点区域追加の候補地として、蒲郡市から西浦海岸の提示があった（図10、11、表3参照）。当海岸について、コドラート枠（四角形の区画10m×10m、図9）を1箇所設定、枠内の漂着ごみを回収・分類し、その状況を確認する。また重点区域設定基準適合状況などを確認し、設定の検討を行う。



図9 コドラート枠の設定

- 重点区域として指定されている19地区についても、コドラートによる調査を行うと共に、関係市町へ重点区域設定基準適合状況などを確認する。

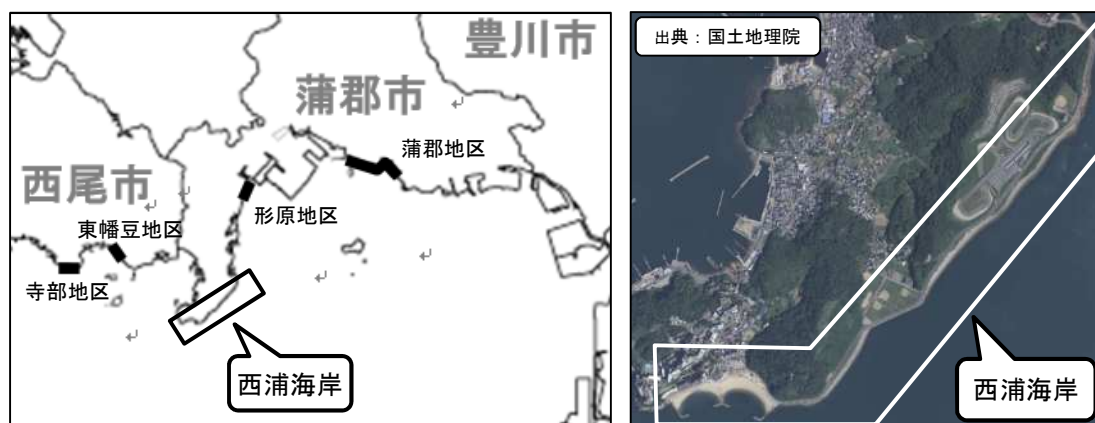


図10 西浦海岸位置図



図 11 西浦海岸

表 3 重点区域追加候補海岸の概要

海岸名	重点区域設定基準		現況	
西浦海岸 (蒲郡市)	第1項目	海岸漂着物の集積状況	流木やプラスチック類など、漂着物が多い状況	
		海岸清掃活動の実施状況	蒲郡市主催の一斉清掃活動、地元ボランティアによる清掃活動などが実施されている。	
	第2項目	自然的状況	海岸地形・景観	三河湾国定公園
			生態系	西浦小学校鳥獣保護区
		社会的状況	利用状況	海水浴場、マリンスポーツ
			経済活動	西浦温泉（観光）

(3) 海岸漂着物の発生状況等の調査

- 令和2年度から開始した漂着ごみ組成調査について、定期的な実施を計画に位置付けることを検討する。



図 12 漂着ごみ組成調査

3 今後のスケジュール（予定）

今後、以下により地域計画の改定を進める予定である。協議会では、改定内容の協議を行う。

